

■総則

- 排水設備工事は、全て下水道法及び施行令、栗東市下水道条例及び規則、栗東市指定下水道工事店規則に準拠して行うこと。
- 宅内排水設備工事は、市指定下水道工事店により実施すること。
- 市指定下水道工事店は、排水設備新設等計画確認申請書を提出し、その後交付される確認書に基づき施工を行うこと。
- 増設、改築等将来計画をも考慮し、後日敷設替えを生じないよう十分な管径・勾配で施工すること。
- 公共下水道への接続は、汚水・雑排水系統と雨水系統を分離する分流式とし、汚水・雑排水のみを接続すること。

■施工基準

○公共汚水枳（現在設置分）

塩ビ枳 内径 300mm、200mm

○公共汚水枳への接続方法

コンクリート枳 枳底球形 高さ条件 落差40cmまで（高さ調整は、有孔枳）
 上記以外 底抜きインバート仕上げ
 塩ビ枳 ホルソー受け口 高さ条件 落差40cmまで（高さ調整は、有孔枳）
 内径200mmの枳は落差制限なし

○排水管の種類と管径、勾配

管種	排水人口	排水管の内径	勾配
VU	150人未満	100mm以上	2/100
	150人以上300人未満	125mm以上	1.7/100
	300人以上500人未満	150mm以上	1.5/100
	500人以上	200mm以上	1.2/100

○宅内（中間・防臭・トラップ）枳の内径

管の深さ（mm）	内径（mm）	種類
300以上900未満	150・200	塩ビ製小口径枳
	300	ポリプロピレン製
900以上1,500未満	200	塩ビ製小口径枳
	350	ポリプロピレン製
1,500以上2,000未満	200	塩ビ製小口径枳
2,000以上	人孔0号	コンクリート製 栗東型マンホール蓋
	200（人孔を据える場所がない場合）	塩ビ製小口径枳

○中間枳の設置条件

- ・ 枳の内径は、上記のとおり
- ・ 管渠の起点、終点、合流点、屈曲点に設置すること
- ・ 管渠の内径、又は管種の異なる所
- ・ 枳間は管径の120倍以下の間隔

○防臭柵の設置条件

- ・ 柵の内径は、300mm、350mmとする。(蓋は下記指定の「防臭」入りを使用すること)
- ・ 台所からの雑排水については、他の雑排水が流入しないように単独の防臭柵を設けること。
- ・ 中間に汚水がある場合、下流側はトラップ柵でもよいが台所からの排水は、必ず防臭柵を設けること。
- ・ 合流柵と防臭柵との柵間が狭い場合、Sソケット等を使用し逆流の防止をすること。
- ・ 水深は、概ね200mmとすること。
- ・ 流出側に管径100mm以上の取手付きエルボを付け、管底が深い場合はチーズ(DT、キャップで水封)を使用するなど、掃除のための取り外し(付け)が簡易にできるようにすること。
- ・ クリーン柵(分離ます)は必要のない限り認めません。

○トラップ柵の設置条件

- ・ 台所からの排水を除く雑排水にはトラップ柵を設置すること。(防臭柵は設置しないこと)
- ・ 内径150mm、200mm、300mm、350mm

■ その他

- ・ 露出配管は原則使用しないこと。但し、家屋の建築の条件によりやむをえず露出配管となる場合はVP管を使用し、衝撃及び紫外線等から管を防護することを条件に認めます。
- ・ 食堂、レストラン等厨房施設がある新設及び切り替え工事の場合、防臭柵の手前に除害設備(グリーストラップ)を設置することを原則とする。但し、雨水が流入しないように工夫すること。
- ・ 既設管・柵を使用する場合、雨水の流入が無いが必ず確認すること。
また、柵内に目地がされていない場合は、必ず目地を施し、防臭柵のエルボを取手付に交換すること。
- ・ 下水道切り替え工事で浄化槽を撤去した場合は、浄化槽廃止届を提出すること。
- ・ 下水道法で定めている特定事業場には、除害施設を設置すること。
また、下水道施設を損傷する恐れのある排水を排出する事業所等は、特定施設(悪質下水排出施設)使用届及び除害施設設置届が義務づけされているので注意すること。
- ・ 内径150、200mmの柵蓋は、栗東市指定の市マーク入りとする。
- ・ 内径300、350mmの柵蓋は、栗東市指定の市マーク入りのゴムパッキン付密閉式とする。
- ・ 防臭柵には「防臭」を使用し、それ以外は「栗東」を使用すること。
ただし、耐圧蓋は、密閉式以外も可能であるが、事前に承認を得ること。
- ・ 内径300、350mmの柵を設置し、嵩上げを要する時は、シール剤と防水テープを用いて浸入水が入らないように施工すること。
- ・ 外の足洗い場は、屋根があるなど雨水が流入しない場合のみ下水道へ接続可能。
- ・ 下水道に接続後、上水道メーター番号と指針を読み、使用開始届に記入すること。(仮設メーターでも必ず記入)
- ・ 排水設備新設等計画確認申請書と完了届の同時提出は認めない。
- ・ 完了検査を受けるまでに内部検査を実施して、指摘や手直し工事が無いようにすること。
- ・ 排水設備の検査は申請書提出時の責任技術者が立会い(受験)をすること。
どうしても検査にこられない場合は代理でもよいが、必ず代理者は責任技術者であること。
- ・ 検査時に確認できない箇所がある場合、写真を提出すること。(埋設部分など目視や鏡で確認できない箇所)
- ・ 検査時に市から受けた指摘については、早急に対応すること。
- ・ 上記以外に疑義が生じた場合は、事前に上下水道課(上下水道業務係)と協議すること。